

令和8年
春号

3月発行

クオリティライフ いちかわ

市川市消費生活センター
TEL:047-712-8629

目次

- P. 1 お試しや1回だけだと思ったら、定期購入だった
- P. 2 こども向けの製品に関する新しい制度、「子供PSCマーク」がはじまりました！
- P. 3 賃貸住宅退去時トラブルの対処法
-入居時からできる対策-
- P. 4 『出前消費者講座』のご案内

弁護士による無料の多重債務相談を行っています。(要予約)

☆消費生活センター
047-712-8629

お試しや1回だけだと思ったら、定期購入だった

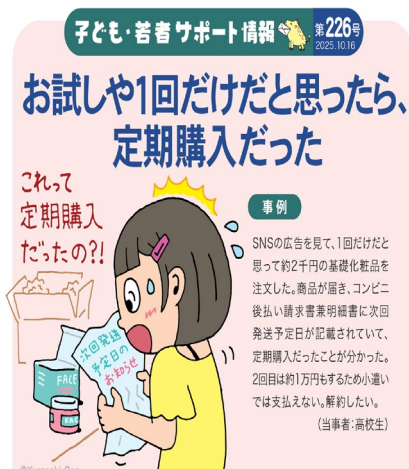
SNSの広告などを見て、お試しや1回だけのつもりで低価格の商品を注文したところ、2回目以降は高価格になる定期購入だった、という相談が依然として寄せられています。

【事例】

SNSの広告を見て、1回だけだと思って約2千円の基礎化粧品を注文した。商品が届き、コンビニ後払い請求書兼明細書に次回発送予定日が記載されていて、定期購入だったことが分かった。2回目は約1万円もするため小遣いでは支払えない。解約したい。(当事者：高校生)

【アドバイス】

- 必ず最終確認画面で、定期購入が条件となっていないかなどを確認しましょう。
- 特定商取引法では、最終確認画面で販売価格、提供期間などの重要事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。誤認させる表示の場合、契約を取り消せる可能性があります。最終確認画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。
- 未成年者が保護者など法定代理人の承諾なく契約した場合、原則として、民法の「未成年者取消権」で契約を取り消すことができますが、未成年者が成人と偽った場合や金額などによっては、未成年者取消が認められないケースもあります。



こども向けの製品に関する新しい制度 「子供 PSC マーク」がはじまりました！

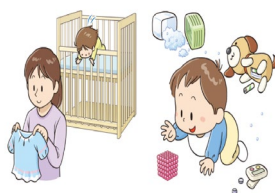
令和 7 年 12 月 25 日より、こどもの製品事故を未然に防止するため、「乳幼児用玩具（3 歳未満向けおもちゃ）」及び「乳幼児用ベッド（ベビーベッド）」への「子供 PSC マーク」の表示制度が始まりました。このマークがついている製品は、国の技術基準に適合していることが示されていることに加え、対象年齢や使用上の注意に関する文言（警告表示）を表示することが義務付けられており、こどもが事故にあう危険性を減らすことができます。

【事例】

- ・半年前に買ったおもちゃのトラックの一部が本体からはがれ、ネジが数本むき出しになり、こどもの手に当たり傷がついた。
- ・母親がキッチンで料理中、リビングで遊んでいたこどもが、おもちゃのネックレスの糸が切れてとれたビーズを拾って鼻の穴に入れてしまい取れなくなり、異物除去術により摘出した。
- ・可動式ベビーベッドに生後 1 か月のこどもを乗せて運んでいたところ、ベッドが折れ曲がるかたちになり、こどもが頭から落ちた。

【アドバイス】

- ・「子供 PSC マーク」又は「ST マーク」を確認しましょう。
- ・3 歳未満の乳幼児向けとして販売されるおもちゃには、対象年齢の表示が義務付けられています。おもちゃの対象年齢を守りましょう。
- ・こどもへのプレゼントは、贈る側・受け取る側の双方の大人が、こどもの年齢、発達に合った安全に配慮されたものであることを確認しましょう。
- ・こどもに渡す前に、製品の取扱いの注意事項を確認し、破損などの不具合がないか確認しましょう。
- ・小さな部品や使わないおもちゃは、こどもの手の届かない場所に保管しましょう。年上のこどものおもちゃに、小さい部品が含まれている場合は乳幼児が誤飲しないように注意しましょう



- ・「子供 PSC マーク」付きのベビーベッドを選び（令和 9 年 3 月 24 日までは「ひし形 PSC マーク」も販売されます）、説明書をよく読んで、対象年齢や使い方を必ずチェックしましょう。
- ・転落などの事故防止のため、柵は常に上げた状態で使用し、収納扉や可動部分は完全にロックされていることを確認しましょう。
- ・こどもがつかまり立ちを始めたら、床板を最低位置に設定するなど、こどもがひとりで乗り越えられないように調整しましょう。
- ・頭や顔が挟まる可能性があるため、ベッドと壁・枕・毛布などの隙間を作らないよう注意しましょう。
- ・窒息事故防止のため、柔らかい寝具（枕、ぬいぐるみ、クッションなど）を入れるのはやめましょう。

「みんなの消費安全ナビ from 消費者庁」Vol.677（2026/01/23）を参照

賃貸住宅退去時トラブルの対処法 -入居時からできる対策-

【事例1】

約1年半居住した家賃約10万円、敷金約20万円の賃貸マンションの退去時の立会いの際、クロスはいつも退去する際に全面張替えをしていると言われた。納得できないと伝えたところ減額されたが、各部屋のクロス張替え費用14万円を請求され、契約書の特約にあるハウスクリーニング費用と合わせて約20万円を請求された。ハウスクリーニング費用は契約書に明記されているため支払うが、クロス張替えについては、契約書に記載がなく、入居した時からあった傷なども費用に含まれており金額に納得できない。

【事例2】

4年前に家賃7万円、敷金礼金なし、築17年の賃貸アパートに入居し、先日退去した。退去後、原状回復費用として約90万円を請求され、納得できず見直しを要求したところ70万円になった。入居時、室内の壁紙やフロアマットは前の住人が汚したままで、当時の管理会社の担当者も確認していた。退去にあたり、立会いはなかった。通常の清掃を行い、普通に住んでいただけである。どうすればよいか。

【アドバイス】

- ・賃貸借契約する前に、貸主側から契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容をよく確認しましょう。特に、禁止事項や修繕に関する事項のほか、「ハウスクリーニング費用は全額借主負担」など退去する際の費用負担に関する事項は必ず確認しましょう。
- ・入居する時には、賃貸住宅にキズや汚れなどがないか、エアコンなど備え付けの設備がきちんと動作するかなど、できる限り貸主側と一緒に、写真を撮ったりメモを取ったりしながら、住宅の入居時の状況をしっかり確認しましょう。
- ・エアコンや給湯器などの入居時に設置されていた機器に不具合や故障が起こった場合や、雨漏りや水漏れなどのトラブルが起きた場合には、すぐに貸主側に連絡して相談しましょう。賃貸住宅の使用のために必要な修繕は、原則として貸主側に修繕の義務があります。貸主側に無断で修繕を行うと、退去時の精算の際にトラブルになる可能性があります。
- ・退去する時は、入居時と同様に、できる限り貸主側と一緒に、写真を撮ったりメモを取ったりして記録を残しながら、賃貸住宅の現状を確認しましょう。



画像は国民生活センターより

『出前消費者講座』のご案内

消費者問題に関する様々な被害を未然に防止するため、市内の自治会・高齢者クラブ・学校の授業やPTA等のみなさまに「出前消費者講座」を行っています。
被害にあわないよう、その手口や対処方法を学びませんか！

定期購入
トラブル

架空請求
詐欺メール

屋根瓦修理の訪問販売
分電盤、給湯器・・・



(講座テーマの例)

- ・悪質商法、詐欺などの被害にあわないための日頃の心得や対処方法について
- ・年齢階層（若者・高齢者など）別の消費者被害防止について

問い合わせ・申し込みは、市川市消費生活センターへ ☎047-712-8631

- * 令和8年度は5月より講座開催（4月より受付開始）いたします。
- * 第1・第2開催希望日の1か月程前から当センターと調整願います。
- * 申し込み状況によりご希望に添えない場合がございます。
- * 開催日時は、平日の午前10時～午後4時
- * 時間は1時間程度で、ご要望に合わせたメニューをご用意します。
- * 講師への謝礼・教材費等は無料です。
- * お申し込みの際は、右記事項をお知らせください。

- * 団体名・担当者名・連絡先
- * 第1・第2開催希望日時
- * 開催場所
- * 希望する講座のテーマ及び内容
- * 受講者の人数・年齢層

◎ 申込書は市公式Webサイトからダウンロードできます

—お気軽にご相談ください—

消費生活相談窓口

◇ 市川市消費生活センター

市川市八幡1-1-1 市役所第1庁舎3階
相談日時 月曜日～金曜日（対面・電話相談）
第2・4土曜日（電話相談）4時
相談電話 047-712-8629

※ 消費生活センターの休業日

日曜日、祝休日、第1・3・5土曜日、12月29日から1月3日まで



画像は消費者庁イラスト集より

消費生活センター休業日のご相談は、
消費者庁 消費者ホットライン
局番なし188番（いやや）にお電話ください。